

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月25日

支出負担行為担当官

北海道開発局函館開発建設部長 赤川 裕志

1 工事概要

- (1) 工事名 今金南地区 区画整理完了整備工事（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）
- (2) 工事場所 北海道瀬棚郡今金町
- (3) 工事内容
区画整理（工区数：10）
整備工 1式
土取場整備工 1式
旧施設撤去工 1式
仮設工 1式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和9年2月19日まで。
- (5) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出の際に、申請書のみを受領し、入札時に競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の試行工事である。
- (9) 本工事は、入札書と資料の同時提出を行う工事である。
- (10) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (11) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (12) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
- (13) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- (14) 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う工事である。
- (15) 総価契約単価合意方式の適用
ア 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
イ 本方式の実施方式としては、
 - (ア) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

- (イ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の個別の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
- ウ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後 14 日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
- エ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
- (16) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (17) 本工事は、発注者から工事費内訳書を配布する試行工事である。
- (18) 本工事は、『濁川工区』『豊田第 1 工区』『豊田第 2 工区』『鈴金第 1 工区』『鈴金第 2 工区』『白石北工区』『白石工区』『北八束工区』『西神丘工区』『神丘工区』毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の適用工事」である。
- (19) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)
- 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (20) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日の取り組みについて協議する工事である。なお、完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日が未達成の場合または完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日の取り組みを希望しない場合においても、通期の週休 2 日による施工を行わなければならない。
- (21) 本工事は、配置予定登録基幹技能者等を審査し、評価する試行工事である。登録基幹技能者等の活用は、元請け又は一次下請企業が配置する者を評価する。主任（監理）技術者が、登録基幹技能者等である場合は当該項目の評価対象としない。
- (22) 本工事は、入札公告時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。なお、本試行の効果の検証に関するアンケート調査を工事受注者に対し実施する。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 単体として北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を B 等級若しくは格付特例 B 等級（令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格において、競争環境の変化の経過措置として認められた格付特例をいう。以下、同じ。）として受けていること、又は経常建設共同企業体として B 等級の決定を受けていること。
- なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再

- 生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成22年度以降に、次のアの要件を満たす工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体として、又は構成員のいずれか1社が次のアの同種工事を元請として施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- ア 区画整理工事又はほ場整備工事の施工実績を有すること。
- なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ただし、現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。
- また、建設業法第26条第3項本文及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は当該技術者は専任でなければならないが、建設業法第26条第3項第1号の要件を全て満たす場合には他の工事と、建設業法第26条の5第1項の要件を全て満たす場合には営業所技術者又は特定営業所技術者と兼務することができる。兼務に関する詳細は関係法令等によるものとする。
- なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
- ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、2級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
- イ 平成22年度以降に、上記(4)アの同種工事を元請の技術者として従事した経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記(4)アの同種工事の経験を有していればよい(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
- ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (6) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下「監理技術者(専任特例2号)」という。)の配置を認める。
- (7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。
- また、単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、ア又はイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65点とする。
- ア 単体
- 令和5年度及び令和6年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
- また、上記の受注実績がない場合は、令和3年度及び令和4年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去4年度の受注実績がない場合は、令和元年度及び令和2年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去6年度の受注実績がない場合は、平成29年度及び平成30年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去8年度の受注実績がない場合は、平成27年度及び平成28年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以

上であること。

イ 共同企業体

令和5年度及び令和6年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。

また、上記の受注実績がない場合は、令和3年度及び令和4年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去4年度の受注実績がない場合は、令和元年度及び令和2年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去6年度の受注実績がない場合は、平成29年度及び平成30年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去8年度の受注実績がない場合は、平成27年度及び平成28年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照。)
- (11) 函館開発建設部管内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店が所在すること。(共同企業体の場合は、構成員のいずれかが函館開発建設部管内に本店を有し、他の構成員は北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。)
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

ア 入札説明書に示した競争参加資格を満たしている場合に、「標準点」100点を付与する。

イ 資料に示された実績等により最高39点の「加算点」を与える。

評価項目は次のとおり。

- (ア) 企業の施工能力等に関する事項
- (イ) 配置予定技術者の能力に関する事項
- (ウ) 賃上げの実施表明

ウ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。評価項目は次のとおり。

- (ア) 品質確保の実効性
- (イ) 施工体制確保の確実性

エ 得られた「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。

具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。入札価格が予定価格の制限の範囲内である者の「標準点」に「加算点」及び「施工体制評価点」を加えた点数をその入札価格で除して評価値を算出する。

評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らない者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒040-8501 北海道函館市大川町1番27号
北海道開発局 函館開発建設部 契約課 入札スタッフ
電話 0138-42-7526(直通)

- (2) 入札説明書及び見積を行うために必要な公示用設計書、図面等の交付期間及び交付方法
令和8年2月25日(水)から令和8年3月19日(木)までの行政機関の休日に関する法律
(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、8時30分から
18時00分(最終日は13時00分)まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙
入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するためのCD-R及び返信用封筒
(表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の
料金に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。)を同封し、上記4(1)へ簡易書留又は
託送(簡易書留と同等のものに限る。)により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 申請書及び資料の提出期間及び提出方法
- ア 申請書
令和8年2月25日(水)9時00分から令和8年3月6日(金)12時00分までに、原
則として電子入札システムにより提出すること。
- イ 資料
4(4)【入札日時】に同じ。
提出方法については入札説明書参照。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、令和8年3月19日(木)13時00分までに、原則として電子入札システムに
より提出すること。
開札は、令和8年4月15日(水)9時00分 北海道開発局函館開発建設部入札室にて行
う。
- (5) 落札の決定
落札の決定は、令和8年4月15日(水)を予定する。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 免除。
- イ 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行函館支店)。ただし、利付国債の提供
(取扱官庁 北海道開発局函館開発建設部)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証
(取扱官庁 北海道開発局函館開発建設部)をもって契約保証金の納付に代えることが
できる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結
を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽
の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲
内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札
者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がな
されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引
の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の
範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがあ
る。
- (5) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技
術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替
えは認められない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った
価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の
配置を求めることがある(入札説明書参照。)
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追
加資料の提出を求めることがある(入札説明書参照。)

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。
- (12) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。
- (13) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。
なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。
- (14) 詳細は入札説明書による。